

令和7年12月19日

山梨県出納局会計課

課長 清水 信一

電話 055-223-1308 (内線 1150)

報道関係者各位

令和8年1月から山梨県収入証紙に替わる新収納方法を開始 ～キャッシュレス対応で利便性向上～

山梨県では、県の各種手続きに伴う手数料の納付手段として山梨県収入証紙を使用して参りましたが、キャッシュレス決済等の多様な決済手段が普及している現状から、手数料を納付する皆様の利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、令和7年12月をもって収入証紙の販売を終了し、令和8年1月より新たな収納方法を開始します。

1 山梨県収入証紙廃止のスケジュール

- (1) 証紙の販売終了 … 令和7年12月末日
- (2) 証紙の使用終了 … 令和8年3月31日
- (3) 証紙の還付期限 … 令和12年12月27日

2 山梨県収入証紙に替わる新たな手数料の納付方法

電子申請・納付のツールとして現在も運用している「やまなしくらしねっと」を引き続き活用すると共に、令和8年1月から、新たな手数料納付手段として、県庁本庁舎や各合同庁舎、警察署等の県内32箇所に現金・キャッシュレス決済併用レジを設置します(一部施設はキャッシュレス専用レジ)。



※参考 :

出納局会計課に設置する現金・キャッシュレス決済併用レジ

※収入証紙制度の廃止と新たな収納方法の詳細については山梨県公式ホームページをご確認ください。

URL : <https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kai/syousihaishi.html>

二次元コード :



お問い合わせ先

出納局会計課 田村・原

(直通)055-223-1308 (内線)1171・1173



令和7年12月末で



収入証紙を廃止します

「山梨県収入証紙」は、現金の代わりに申請書などに貼り付け手数料を納めるものです。身近なところでは、高校等の入学願書やパスポート申請などに使われています。

※ 国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。(収入印紙は継続されます。)



山梨県収入証紙廃止のポイント

point1

証紙の販売は
令和7年12月末日まで

point2

証紙の使用は
令和8年3月末日まで

point3

証紙の還付は
令和12年12月27日まで

令和8年4月以降、山梨県収入証紙は使用できなくなります。

収入証紙販売終了後、令和8年1月からの手数料の納付方法は…

1

窓口収納(現金併用又はキャッシュレス専用レジ)

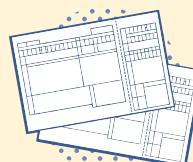
決済手段 現金・各種キャッシュレス決済
納付場所 県庁本庁舎、県各合同庁舎 等



2

納入通知書・納付書

決済手段 現金
納付場所 金融機関(山梨県指定金融機関、収納代理金融機関)



3

電子納付(やまなしくらしねっと)

決済手段 各種キャッシュレス決済
納付場所 「やまなしくらしねっと」ホームページ



※納付方法は申請手続きの種別により異なります。詳しくは各手続きのホームページなどをご確認ください。
(上記の他、手数料毎に個別の納付方法を定めている場合もあります)

窓口収納レジの設置場所や未利用証紙の還付(払戻)方法などは、順次山梨県ホームページでご案内します。

お問い合わせ先 山梨県出納局会計課 ☎ 055-223-1308

最新の情報は
こちらの二次元コードから
ご確認ください

